

# 特別支援連携協議会だより

特別支援連携協議会事務局（釧路教育局）

今年度実施した、特別支援教育に関する研修会であげられた参加者の疑問を踏まえ、特別支援教育に関する Q & A をまとめました。今回は、合理的配慮と基礎的環境整備についてお知らせします。

## 合理的配慮とは

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「障害者の権利に関する条約 第 2 条」

（参考）

- 平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、行政機関における合理的配慮の提供が義務づけられ、各学校では、個別的教育支援計画の作成などを通じて本人・保護者との十分な合意形成を図り、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮の提供が行われるよう取り組む必要があります。

## 基礎的環境整備とは

障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。



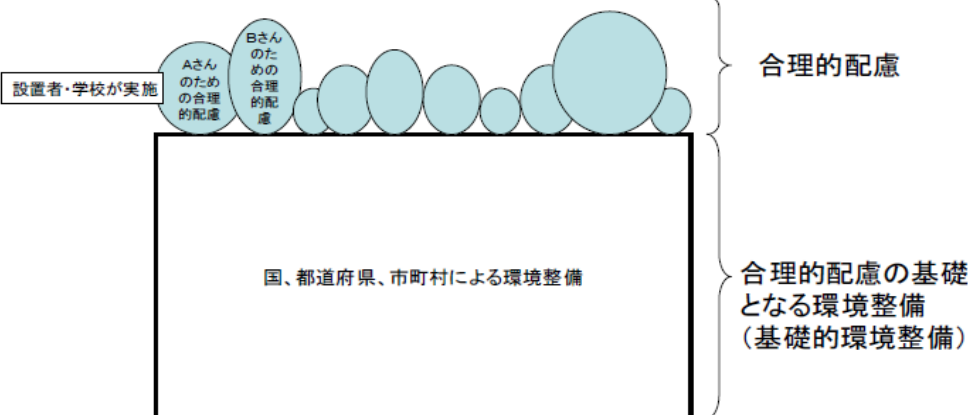
Q1 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係はどうなっていますか。



A1 「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。



### 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



（参考）

- 「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要があります。





Q2 「合理的配慮」の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画への記載は必要ですか。

A2 「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等子どもの状態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することや個別の指導計画に活用することが望まれます。

なお、個別の教育支援計画は、平成30年8月の学校教育法施行規則の改正により、各学校において5年間保存することが望ましいとされています。



(参考)

○ 学校における合理的配慮の観点

3 観点	11 項目
(1) 教育内容・方法	1 教育内容 ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 2 教育方法 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮
(2) 支援体制	1 専門性のある指導体制の整備 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 3 災害時等の支援体制の整備
(3) 施設・設備	1 校内環境のバリアフリー化 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進【報告】

～中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月23日～



Q3 学校・教育委員会が、特定の子どもに「合理的配慮」を提供するときに、他の子どもに対して留意することはありますか。

A3 「合理的配慮」は、障がいのある子どもに対して提供されるものですが、その実施にあたっては、周囲の子どもへの対応やその保護者への理解啓発にも留意することが重要です。

多様な子どもたちが学ぶ学校において個々に応じた様々な「合理的配慮」をスムーズに提供するためには、毎日の指導の中で、障がいの有無のみならず一人一人の多様性を受け容れられる学級集団とすることが大切です。

障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、障がいに対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感、自己の感情等を管理する方法を身に付けつつ、他者理解を深めていくことが適当であり、子どもの多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが望まれます。

